

大分県談合情報対応マニュアルが改正されました。

県では、公共工事の入札談合排除を強化し、談合情報に対して厳正かつ迅速な対応を行うため、談合情報対応マニュアルを改正し、平成19年4月から施行しています。

主な改正内容は次のとおりです。

①談合情報があった場合の事情聴取は入札執行・開札後に行うよう改めました。

- ・入札結果と談合情報を照合した結果で調査・審議を実施

②談合があったと認定する場合の認定基準を定めました。

- ・落札予定者及び金額が一致した場合
- ・その他、談合が行われた可能性が高いと認めた場合

③談合があったと認定した場合は入札無効・指名替えとします。

- ・指名競争入札の場合は全員を指名替え
- ・一般競争入札の場合は応札者全員を再入札から排除

④談合の認定の審議に当たっては、民間人で構成する入札監視委員会の意見を聴くこととしました。

- ・入札監視委員会は弁護士、公認会計士等の学識経験者で構成

⑤談合情報として取り扱う基準を定めました

- ・情報に対して迅速な対応を図るため、発注機関が談合情報として取り扱う基準を設定

：土木建築部 土木建築企画課 建設業指導班

大分県談合情報対応マニュアル

第1 趣 旨

大分県が発注する工事の入札・契約の適正を期するとともに事業の円滑な執行を確保するため、入札談合に関する情報（以下「談合情報」という。）があった場合の対応について定めるものとする。

第2 一般原則

1 情報の確認及び報告

- (1) 入札に付そうとする又は付した工事について談合情報を受けた者は、当該情報の提供者に対して次に掲げる事項を確認の上、直ちに談合情報報告書（別記第1号様式）を作成し、当該工事の発注機関に報告する。
 - ① 情報提供者の氏名及び連絡先
 - ② 対象工事名
 - ③ 発注機関名
 - ④ 落札予定者名及び落札予定金額（率）
 - ⑤ 談合等に関与した者の氏名等
 - ⑥ 落札予定者の決定方法
 - ⑦ 談合があったことを示す具体的な物証（メモ、録音又は録画テープ、ファクス送信表等）の有無
 - ⑧ その他必要事項
- (2) 情報提供者が報道機関である場合には、報道活動に支障のない範囲で情報の出所を明らかにするよう要請する。

2 談合情報の取扱基準

- (1) 当該工事の発注機関の長は、1の(1)の情報を談合情報として取り扱うかどうかを当該工事を所掌する本庁の課長（以下「所掌課長」という。）及び各部局に設置する公正入札調査委員会（以下「委員会」という。）の庶務を担当する課（以下「事務局」という。）と協議の上、(2)により判断するものとする。
- (2) 談合情報として取り扱う情報は、対象工事及び落札予定者が明らかであり、更に次に示す情報のうちいずれかが含まれているものとする。ただし、同一入札について、内容を異にする数件の談合情報があった場合は、原則として談合情報として取り扱わないものとする。
 - ① 入札に参加する者が落札予定者等について話し合った事実を客観的に示すメモ、録音又は録画テープ、ファクス送信表等の具体的な物証（以下「具体的な物証」という。）
 - ② 落札予定金額（率）（最低制限価格又は調査基準価格を超えるものに限る。）
 - ③ 一般競争入札においては、入札参加者（特定建設工事共同企業体の場合にあってはその組合せ）。ただし、入札参加者が容易に類推できる入札に係る情報を除く。
 - ④ その他談合に参加した当事者以外に知り得ないもの
- (3) 入札執行後に談合情報があった場合は、落札者及び落札金額が既に閲覧に供されていることに留意する必要があるが、次に示す情報のいずれかが含まれている場合には、原則として談合情報として取り扱うものとする。
 - ① 具体的な物証
 - ② その他談合に参加した当事者以外に知り得ないもの

3 委員会の招集及び審議

委員会の会長（以下「会長」という。）は、事務局から第3に規定する事情聴取結果等の報告を受けた場合は、委員会を招集し、談合があったと認定（談合が行われた可能性が高いと認定する場合を含む。以下同じ。）するかどうかについて審議するものとし、必要に応じて、別記第2号様式により大分県入札監視委員会の意見を求めるものとする。

4 談合の認定基準

談合情報と落札予定者が一致している場合で、(1)から(4)までのいずれかに該当する場合は、原則として当該入札については談合があったものと認定する。

- (1) 落札予定金額（率）が入札結果と一致している場合
 - (2) 一般競争入札に係る談合情報にあっては、すべての入札参加者（特定建設工事共同企業体にあってはその組合せ）が入札結果と一致している場合
 - (3) 入札結果の落札予定金額（率）との差額が僅少で、入札結果又は工事費内訳書に不自然な事実がある場合
 - (4) その他談合の事実を示す具体的な物証又は証言がある場合
- 5 談合情報と入札結果の照合
発注機関の長は、談合情報を把握した場合は、入札を執行し、談合情報と入札結果を照合するものとする。
- 6 談合があったと認定した場合の対応
委員会が談合があったと認定した場合は、大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第27条第2号を適用し、当該入札を無効とし、原則として指名替え（一般競争入札の場合にあっては、当該入札参加者を排除する旨の要件を加えた上で再度公告）を行う。
- 7 公正取引委員会への通報
部局長は、談合情報として取り扱った場合は、一連の手続終了後、速やかに公正取引委員会へ通報する。
- 8 警察本部への通報
部局長は、前項の規定により公正取引委員会へ通報した情報のうち、警察本部への通報の必要があると判断した情報は警察本部へ通報する。
- 9 報道機関との対応
談合情報を把握した後、報道機関等から発注者としての対応について説明を求められた場合には、所掌課長が対応する。

第3 具体的な対応

談合情報があった場合には、原則として次に従い対応する。

- 1 入札執行前（電子入札の場合にあっては、開札前。以下同じ。）に談合情報を把握した場合
発注機関の長は、当該情報を談合情報として取り扱うかどうかにかかわらず、入札（電子入札の場合にあっては、開札。以下同じ。）を実施するものとする。
 - (1) 発注機関の長が談合情報として取り扱わないと決定した場合は、通常の入札執行事務を行うものとする。ただし、発注機関の長は、第2の2の(2)のただし書に該当する情報が入札結果の落札予定者及び落札予定金額（率）と一致した場合は、当該情報を談合情報として取り扱うこととした上で落札者の決定を保留し、事務局へ連絡するものとする。
 - (2) 発注機関の長が談合情報として取り扱うと決定した場合は、以下の手続によるものとする。ただし、落札予定者が一致していない場合については、工事費内訳書の提出の要請（工事費内訳書の提出を求めることとしていない入札に限る。以下同じ。）及び事情聴取を行わず、事務局と協議の上、落札者を決定するものとする。
 - ① 工事費内訳書の提出
 - ア 談合情報により、工事費内訳書の提出の要請を行う場合は、入札執行後（電子入札の場合にあっては、開札後。以下同じ。）とする。
 - イ 工事費内訳書については、積算担当者（当該工事の積算内容を把握している職員）が立ち会い、入念にチェックするものとする。
 - ② 事情聴取
 - ア 談合情報と入札結果の照合並びに工事費内訳書のチェックの結果、第2の4に該当すると認められる場合は、談合情報があった旨を入札参加者に明らかにした上、落札者の決定を保留し、入札参加者全員に対して事情聴取を行う。
 - イ 聴取結果は、事情聴取書（別記第3号様式）に記入し、その写しを事務局に送付する。
 - ウ 事情聴取は、本庁においては委員会の委員を、また、地方機関においては指名委員会の委員を含む複数の職員により行うものとする。
 - エ 事情聴取は、事情聴取の対象者全員を集合させて、1者ずつ面談室等に呼び出し、聴取結果を公正取引委員会及び警察本部へ通報することがある旨を伝えた上、必要事項について聞き取りを行うものとする。
 - ③ 委員会の招集及び審議

- ア 事務局は、(2)の本文ただし書により入札結果表が送付された場合は、速やかに会長に報告を行う。
- イ 事務局は、②のイにより事情聴取書が送付された場合は、速やかに会長に報告を行う。
- ウ 会長は、事務局からア又はイの報告を受けた場合は、委員会を招集し、所掌課長が委員会において、入札結果、事情聴取結果等の報告を行う。
- エ 委員会は、事情聴取結果等に基づき、談合があったと認定するかどうか及び以後の対応について審議するものとする。
- ④ 談合があったと認定しない場合の対応
委員会が談合があったと認定しない場合は、入札参加者全員から誓約書（別記第4号様式）を提出させ、落札者を決定し、その者と契約を締結するものとする。
- 2 入札執行後に談合情報を把握した場合
入札後においては入札結果等を公表しており、落札者及び落札金額は既に関連に供されていることに留意し、以下の手続によるものとする。
- (1) 契約（仮契約を含む。）締結以前の場合
- ① 発注機関の長は、談合情報としないと決定した場合は、落札者と契約を締結するものとする。
- ② 発注機関の長が、談合情報とすると決定した場合は、以下の手続によるものとする。
- ア 事情聴取
入札参加者全員に対して速やかに事情聴取を行い、聴取結果については、事情聴取書に記入し、その写しを事務局へ送付する。
- イ 委員会の招集及び審議
(ア) 事務局は、アにより事情聴取書が送付された場合は、速やかに会長に報告を行う。
(イ) 会長は、事務局から報告を受けた場合は、委員会を招集し、所掌課長が委員会において、事情聴取結果等の報告を行う。
(ウ) 委員会は、事情聴取結果等に基づき、談合があったと認定するかどうか及び以後の対応について審議する。
- ウ 談合があったと認定しない場合の対応
委員会が談合があったと認定しない場合には、入札参加者全員から誓約書を提出させ、落札者と契約を締結するものとする。
- (2) 契約（仮契約を含む。）締結後の場合
- ① 発注機関の長が、談合情報としないと決定した場合は、特別な対応はしない。
- ② 発注機関の長が、談合情報とすると決定した場合は、以下の手続によるものとする。
- ア 事情聴取
入札参加者全員に対して速やかに事情聴取を行い、聴取結果については、事情聴取書に記入し、その写しを事務局へ送付する。
- イ 委員会の招集及び審議
(ア) 事務局は、アにより事情聴取書が送付された場合は、速やかに会長に報告を行う。
(イ) 会長は、事務局から報告を受けた場合は、委員会を招集し、所掌課長が委員会において、事情聴取結果等の報告を行う。
(ウ) 委員会は、事情聴取結果等に基づき、談合の事実の有無について審議するものとし、委員会が談合があったと認定した場合は、着工工事の進捗状況等を考慮して、契約の解除を含め以後の対応を委員会で審議する。

第4 公正取引委員会等への通報手順

第2に定める公正取引委員会等への通報については、次の手順により行うものとする。

1 公正取引委員会への通報

- (1) 公正取引委員会への通報は、各部局長が行う。
- (2) 公正取引委員会への通報は、全ての処理が終了した時点で行う。
ただし、部局長が必要と認めたときは、随時通報する。
- (3) 公正取引委員会への通報は、談合情報報告書、事情聴取書、の写し等必要書類を添え、別記第5号様式により行う。
- (4) 公正取引委員会の窓口は、公正取引委員会事務局九州事務所第一審査課である。
- (5) 通報の内容については、資料の範囲内の的確な対応ができるよう整理しておくこと。

2 警察本部への通報

- (1) 警察本部への通報は、各部局長が行う。
- (2) 警察本部への通報は、委員会において事情聴取を行った後の対応を決定した時点及び全ての処理が終了した時点で行う。ただし、部局長が必要と認めたときは、随時通報する。
- (3) 警察本部の通報は、談合情報報告書、事情聴取書の写し等必要書類を添え、別記第5号様式のとて名を大分県警察本部刑事部長に修正して行う。
- (4) 警察本部の窓口は、大分県警察本部刑事部捜査第二課である。
- (5) 通報の内容については、資料の範囲内での確な対応ができるよう整理しておくこと。

第5 準用

このマニュアルは、県が発注する工事以外の設計、調査等の入札に係る談合情報があった場合について、準用するものとする。

第6 補則

このマニュアルに定めのない事項については、必要に応じて委員会においてその対応を審議するものとする。

附 則（平成7年2月1日）

このマニュアルは、平成7年2月1日から施行する。

附 則（平成16年4月1日）

改正後のマニュアルは、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成19年4月1日）

改正後のマニュアルは、平成19年4月1日から施行し、同日以降に指名通知又は入札公告を行った入札から適用する。

談合情報報告書

情報を受けた日時	平成 年 月 日 () 時 分
*工 事 名	
*発注機関名	
入札(予定)日	平成 年 月 日 () 時 分
受信者(所属・職・氏名)	
*情報提供者	(一般) ・氏名 ・連絡先 住所 電話番号 (報道機関) ・報道機関名 ・所属・氏名
情報手段	電話 書面 面接
*情報内容	・落札予定業者名、金額、落札率 ・談合等に関与した業者名 ・落札予定業者の決定方法 ・物証(録音テープ、写真、メモ、ファクス送信表等)の有無
当該案件の問合せ先	TEL(内線)

- 1 *印の項目について、情報提供者に確認すること。
- 2 参考となる資料があれば添付のこと。

意見提出依頼書

第 号
平成 年 月 日

大分県入札監視委員会委員長 殿

部局公正入札調査委員会会長 名

当部局が発注する
を求めます。

工事の入札に係る談合情報に関して、貴委員会の意見

記

(送付資料)

- 1 談合情報報告書 (写)
- 2 事情聴取書 (写)
- 3 入札結果 (経過) 表 (写)
- 4 当委員会の審議経過
- 5 その他参考資料

(該当する番号を○で囲むこと。)

事 情 聴 取 書

- 1 事情聴取日時 平成 年 月 日 () 時 分
- 2 事情聴取場所
- 3 事情聴取者
 (所属・職・氏名)
- 4 工 事 名
- 5 事情聴取対象者
 (業者名・職名・氏名)

質 問 内 容	聴 取 内 容
1 工事の入札に先立ち、すでに落札者が決定している(た)との情報がありますが、そのような事実がありますか。	
2 1のような話を聞いたことがありますか。 (情報に心当たりはありますか)	
3 本件工事について、他社の人と何らかの打ち合わせ、または話し合いをしたことがありますか。	
4 あったとすれば、どのような内容の打ち合わせ、または話し合いでしたか。 また、どのようにして落札業者を決定しましたか。	
5 本工事の積算は、貴社で行っていますか。 また、応札額の決定は誰が行っていますか。	
6 談合情報と入札結果を比べると、落札業者、落札金額(落札率)がほぼ同じとなっていますが、どう思いますか。 再度お伺いしますが、他の入札参加業者と話し合ったりしたことは、ありませんか。	
7 その他必要事項	

誓 約 書

平成 年 月 日

大分県知事

殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

代理人氏名

印

（落札者）

今般の下記工事の競争入札に関し、談合等の不正行為は一切行っていないことを誓約するとともに、今後とも関係法規を遵守することを誓約し、当該工事に関する談合等の事実が明らかになった場合には契約を解除されても異議を申し立てません。

なお、この誓約書の写しが、公正取引委員会に送付されても異議はありません。

（落札者以外の入札参加者）

今般の下記工事の競争入札に関し、談合等の不正行為は一切行っていないことを誓約するとともに、今後とも関係法規を遵守することを誓約します。

なお、この誓約書の写しが、公正取引委員会に送付されても異議はありません。

記

1 工 事 名

2 工 事 場 所

誓 約 書

平成 年 月 日

大分県知事 殿

共同企業体の名称

共同企業体 代表構成員	住 所 商号又は名称 代表者又は受任者	印
共同企業体 構 成 員	住 所 商号又は名称 代表者又は受任者	印
	代理人氏名	印

（落札者）

今般の下記工事の競争入札に関し、談合等の不正行為は一切行っていないことを誓約するとともに、今後とも関係法規を遵守することを誓約し、当該工事に関する談合等の事実が明らかになった場合には契約を解除されても異議を申し立てません。
なお、この誓約書の写しが、公正取引委員会に送付されても異議はありません。

（落札者以外の入札参加者）

今般の下記工事の競争入札に関し、談合等の不正行為は一切行っていないことを誓約するとともに、今後とも関係法規を遵守することを誓約します。
なお、この誓約書の写しが、公正取引委員会に送付されても異議はありません。

記

- 1 工 事 名
- 2 工 事 場 所

第 号
平成 年 月 日

公正取引委員会事務局

九州事務所長 殿

部 局 長 名

談合情報に関する資料の送付について

本県が発注する 工事の入札に係る談合情報に関連する資料を別添のとおり送付いたします。

記

(送付資料)

- 1 談合情報報告書 (写)
- 2 事情聴取書 (写)
- 3 誓約書 (写)
- 4 入札結果表 (写)
- 5 入札に関する連絡 (無効、延期、取消し)
- 6 その他 (契約解除等)

(該当する番号を○で囲むこと。)

事 情 聴 取 手 順

- 1 入札参加者全員に、当該工事の入札前（後）に談合情報があったため事情聴取を行う旨伝え、日時、場所を指定し入札・契約等の権限を有する責任者を集合させる。
- 2 1社ずつ別室に呼び出し、事情聴取を行うが、まず、名刺を徴し、会社名、役職名及び氏名を確認する。
- 3 入札・契約等の権限を有する責任者であることを確認する。
「あなたは、入札・契約等の権限を有する責任者ですか。」
- 4 会社内の動き、情報を知り得る立場であることを確認する。
「あなたは、会社内の動き、情報を知り得る立場にある方ですか。」
- 5 談合情報があったため、これから事情聴取を行う旨伝える。
「本工事に関して談合情報がありましたので、これから事情をお伺いします。」
- 6 以後、「事情聴取書（別記第2号様式）」の内容に沿って事情を聴取する。